

医療安全管理体制の強化について

1 がんセンターにおける取組

(1) 医療安全管理体制の強化にむけて

千葉県がんセンターでは、平成 26 年度に行われた「腹腔鏡下手術に係る第三者検証委員会」の指摘と提言を受け、千葉県がんセンター改革本部を設置し、医療安全管理、倫理審査、インフォームドコンセント等にかかる、体制やルールの見直しを進めてきたところだが、平成 27 年 12 月に「病理検体取り違い事故」が発生し、平成 28 年 2 月には「ガーゼ遺残事故」が発生した。

いずれも、ヒューマンエラーにより、重大な医療事故を生じたもので、様々な体制改革を進めてきたものの、各診療現場における安全な環境・手順の見直し、職員一人一人の医療安全意識の徹底が、十分なものでなかったことの結果と重く受け止めている。

当センターでは、こうした経緯の反省に立ち、より安全な医療を提供するため、それぞれの再発防止策を確実に実行するとともに、医療安全管理専従医師の配置、各診療部門の医療安全点検の徹底など、さらなる医療安全管理体制の強化を進めている。

(2) 腹腔鏡下手術事故を受けたがんセンター改革本部での主な取り組み

①組織ガバナンスの確保

- ・医療安全管理委員会の権限強化 (H27.7 実施済)

②医療の安全向上のための体制強化

- ・未実証医療審査委員会を新設し新技術の導入実施体制を整備 (H27.7 実施済)
- ・倫理教育担当者の配置 (H27.7 実施済)

③患者の権利保障の強化

- ・インフォームドコンセント委員会の設置 (H27.3 実施済)
- ・セカンドオピニオンセンターの新設 (H27.8 実施済)

(3) 病理検体取り違い事故、ガーゼ遺残事故を受けた主な取り組み

① 検体採取、標本作製及び診断時の手順の見直し

- ・検体ラベルのダブルチェックの実施 (H28.1 実施済)
- ・採取場所別の手順書の作成 (H28.9 実施済)
- ・臨床検査技師の増員 (H28.4 実施済)

- ② チームによるガーゼ確認の徹底、術中レントゲン撮影による確認の徹底
 - ・ガーゼカウント手順の見直し (H28.3 実施済)
 - ・術中レントゲン撮影手順の新規作成 (H28.4 実施済)

(4) 医療安全管理体制のさらなる強化

「病理検体取り違い事故」及び「ガーゼ遺残事故」の発生を重く受け止め、がんセンター改革本部での取り組みに加え、平成28年4月以降医療安全管理体制をさらに強化し、特定機能病院における医療安全対策等のガバナンスの強化に準じた体制を整備することとした。

- ① 医療安全管理組織の強化
 - ・医療安全管理責任者の新規配置
医療安全管理責任者として副病院長を指定し、医療安全管理室、医療安全管理委員会等の業務を統括。(H28.4 実施済)
 - ・医療安全管理室の体制強化
医療安全管理室に、専従の医師（医療安全担当診療部長）及び薬剤師を新たに配置し、専従の看護師を2名から3名に増員。(H28.4 実施済)
- ② 各部門における医療安全確保の取組強化
 - ・リスクマネジャーの増員
部門内の医療事故防止活動を担うリスクマネジャーに部門長の他、技師長も任命し、多職種の見点で安全活動を実施。(H28.5 実施済)
 - ・リスクマネジャーによる事故防止策の徹底
リスクマネジャーに対する研修を行い、各部門の医療安全確保においてリスクマネジャーが果たすべき役割を再認識するとともに、所属職員に対する事故防止策の周知・徹底を図った。(H28.9 実施済)
 - ・各部門における自己点検の実施
各部門において、患者・部位・検体の誤認防止、情報伝達エラー防止、医療機器の安全使用、患者急変時の対応、投薬・注射・輸血の確実・安全な実施について自己点検を行い、その結果に基づいて改善活動を実施。(H28.7 実施済)

2 病院局における医療安全管理体制の強化

特定機能病院における医療安全対策等のガバナンスの強化に準じた体制を整備するため、がんセンターにおける医療安全管理組織の強化に加え、医療安全監査委員会の設置及び内部通報窓口を設置することとした。

(1) 千葉県医療安全監査委員会の設置について

千葉県病院局では、医療安全のより一層の推進を図るため、外部有識者による医療安全監査委員会を設置し、第1回医療安全監査委員会を平成28年8月23日(火)に開催した。

今年度は、10月27日(木)に、がんセンターの監査を行ったところであり、来年度以降、順次県立病院の監査を行う予定である。

- ・設置年月 平成28年8月
- ・設置目的 県立病院の医療安全管理の状況について確認(現地監査)を行い、必要に応じて是正措置を講ずるよう病院局長及び病院長に意見を述べる等により、県立病院における医療安全の推進を図る。
- ・委員 医療安全や法律の専門家、医療ジャーナリズムに詳しい学識経験者、患者代表など、外部有識者7名で構成。

(2) 内部通報窓口の設置について

病院局における医療安全の確保に向け、法令等に違反する行為等があった場合に、病院局職員等からの通報に基づく調査及び是正措置等を講ずるとともに、病院局における不正な行為を未然に防止又は早期に是正するため、病院局及び外部調査員に内部通報窓口を設置する。(平成28年度中に設置予定)